

議第3号

各務原市立各務原特別支援学校位置変更の認可について

令和6年11月26日付け6各教整第55号で申請のあった標記の件について、別紙のとおり認可するものとする。

令和6年12月25日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

記

(位置変更の概要)

- 1 設置者 各務原市

- 2 名 称 各務原市立かかみがはら支援学校
(令和7年4月1日より名称の変更)

- 3 位 置 各務原市鶉沼羽場町2丁目3番地1

- 4 現在地 各務原市那加雲雀町1番地

- 5 期 日 令和7年4月1日

以上

<根拠法令>

学校教育法

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

学校教育法施行令

第23条（法第4条第1項で政令で定める事項）

一 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。）の設置する特別支援学校の位置の変更

二 高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止

三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止